

令和4年9月5日開催

箕輪町農業委員会第19回総会

会 議 録

1 開催日時 令和4年9月5日(月) 午後2時55分から午後3時50分

2 開催場所 役場3階 講堂

3 出席委員 22人

会長 鈴木 健二

会長代理 議席1番 春日 初

委員 2番 金澤 博

3番 倉田 孝子

4番 唐澤 金実

5番 唐澤 稔

6番 藤田 久一

7番 櫻井 克成

8番 井口 雅文

9番 藤森 英雄

10番 原 美鈴

11番 赤沼 好秋

12番 唐澤 健二

13番 小林 正俊

14番 鈴木 健二

15番 大槻 憲治

16番 関 幹子

17番 唐澤 俊秀

18番 小野健一朗

19番 小松 孝寿

20番 唐澤 由寛

21番 藤澤 昭二

22番 上田 千志

4 農業委員会事務局職員

事務局長 高橋 英人

事務局次長 唐澤 智大

事務局 金澤 史朗

5 議事日程

- 日程第1 会議録署名委員の指名について
日程第2 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
日程第3 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
日程第4 議案第3号 農業経営基盤強化促進法による 農用地利用集積計画（農地中間管理事業分）について
日程第5 議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について
日程第6 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について
日程第7 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

事務局 携帯電話はマナーモードにさせていただきますようご確認をお願いいたします。
開会前の挨拶を取り交わしたいと思います。
ご起立をお願いいたします。
続きまして、農業委員会憲章のご唱和をお願いいたします。

(唱 和)

ありがとうございました。ご着席願います。
冒頭会長よりごあいさつをお願いいたします。

会 長 台風が心配されますが、予報ではそれる見込みです。
農地パトロールお疲れさまでした。今後事務局でとりまとめますので、意向調査について皆様のご協力をお願いします。

事務局 これ以降につきましては、会長が議長となり進行いたしますのでよろしく願い
いたします。

議 長 ただいまから第19回総会を開会いたします。
ただ今の出席委員は22人です。箕輪町農業委員会会議規則第6条による
定数に達していますので、本日の総会は成立いたします。
ここで、8月の経過報告をいたします。事務局お願いします。

事務局 第18回総会が、8月5日（金）産業支援センター2階会議室で開催されました。
午後1時から農振除外意見聴取を行いました。
農業委員会だより編集委員会を8月8日（月）午後4時から役場202会議室で

行いました。

町成人式が8月15日(月)に開催され、来賓として会長が出席しました。

人・農地プラン作業部会が8月17日(水)午後3時から開催され、鈴木会長、金澤委員、上田委員が参加しました。

農地パトロールが8月22日(月)から8月31日(水)まで実施されました。

先ほど本日午後1時30分から県農業委員会女性協議会総会がWEB会議で実施され、箕輪町は女性委員3人が参加しています。

経過報告は以上です。

議 長

それでは、これより議事に入ります。

日程第1 「会議録署名委員の指名」を行います。

17番 唐澤 俊秀 委員 18番 小野 健一朗 委員
の両委員を指名いたします。

日程第2 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
説明をいたします。

1番目の案件です。売買による所有権移転の申請です。

対象農地は〇〇番〇〇(畑) 〇〇㎡、〇〇番〇〇(畑) 〇〇㎡

合計 2筆 〇〇㎡です。

農振地域外で売買価格は坪〇〇円です。

譲渡人は茅野市の〇〇さん、譲受人は〇〇さんです。

取得後は自家用野菜畑として使用予定です。

2番目の案件です。売買による所有権移転の申請です。

対象農地は

〇〇番〇〇(畑) 〇〇㎡、〇〇番〇〇(畑) 〇〇㎡、

〇〇番〇〇(田) 〇〇㎡、〇〇番〇〇(田) 〇〇㎡、

〇〇番〇〇(田) 〇〇㎡、〇〇番〇〇(田) 〇〇㎡、

〇〇番〇〇(田) 〇〇㎡、〇〇番〇〇(田) 〇〇㎡ 合計 8筆 〇〇㎡です。

〇〇番〇〇を除き農振地域内です。売買価格は坪〇〇円です。

譲渡人は〇〇さん、譲受人は伊那市の〇〇さんです。

購入後は樹園地として使用予定です。

3番目の案件です。贈与による所有権移転の申請です。
対象農地は〇〇番(畑)〇〇㎡ 農振地域内です。
譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さんです。
取得後は野菜畑として使用予定です。

4番目の案件です。売買による所有権移転の申請です。
対象農地は〇〇番〇〇(田)〇〇㎡、農振地域外です。
売買価格は坪〇〇円です。
譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さんです。
取得後は自家用野菜畑として使用予定です。
本案件については8月に現地確認を行い、空き家に付随した農地として認めており、下限面積は1アール(100㎡)となります。

5番目の案件です。売買による所有権移転の申請です。
対象農地は〇〇番〇〇(畑)〇〇㎡、〇〇番〇〇(畑)〇〇㎡
合計 2筆 〇〇㎡です。
農振地域外で売買価格は宅地と住宅を含め〇〇円です。
譲渡人は伊那市の〇〇さん、譲受人は〇〇さんです。
取得後は梅、ブルーベリー、ぶどう、自家用野菜畑として使用予定です。

6番目の案件です。売買による所有権移転の申請です。
対象農地は〇〇番〇〇(畑)〇〇㎡、〇〇番〇〇(畑)〇〇㎡
合計 2筆 〇〇㎡です。
農振地域外で売買価格は坪〇〇円です。
譲渡人は岡谷市の〇〇さんです。譲受人は〇〇さんです。
取得後は自家用野菜畑として使用予定です。

以上、6件とも農地取得者については農地法に定める下限面積を満たしています。

議案第1号についての説明は以上になります。ご審議をお願いいたします。

議長 ただいまの事務局の説明に関連して、地区の担当委員から報告をお願いします。
1番案件、唐澤俊秀委員。

唐澤俊秀委員 8月16日に説明を受けました。事務局の説明のとおりで問題はないと思います。

議 長 2番案件、赤沼委員。

赤沼委員 りんごをやるということで説明を受けました。特に問題はないと思います。

議 長 3番案件、井口委員。

井口委員 取得者の自宅近くの農地ですので問題はないと思います。

議 長 4番案件、倉田委員。

倉田委員 空き家と一緒に購入したいと説明を受けました。事務局の説明のとおりで問題はないと思います。

議 長 5番案件、金澤委員。

金澤委員 8月16日に説明を受けました。今も梅やぶどうなどが作られている場所です。問題はないと思います。

議 長 6番案件、関委員。

関委員 譲渡人、譲受人とも納得していると説明を受けました。

議 長 ただいま事務局及び地区の担当委員から説明がありました。
これより質疑に入ります。
ただいま事務局の説明及び地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙
手願います。

質疑を終結いたします。それでは、採決に入ります。
議案第1号について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。
よって、議案第1号は、原案のとおり認めることに決定いたしました。

続きまして日程第3 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に
ついて を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局

議案第2号 農地法第5条の許可申請について説明をいたします。

1番目の案件です。使用貸借による住宅用地の申請です。
対象農地は〇〇番〇〇(田) 〇〇㎡です。2種農地です。
使用借人は町内アパートに住む〇〇さん、使用貸人は〇〇さんです。
申請地は妻の父の所有地であり、使用貸借して住宅を建築したいと考えています。

2番目の案件です。売買での所有権移転による建売住宅の申請です。
対象農地は〇〇番〇〇(畑) 〇〇㎡、〇〇番〇〇(畑) 〇〇㎡ 合計 〇〇㎡。
2種農地で売買価格は坪〇〇円です。
譲受人は株式会社〇〇 譲渡人は〇〇さんです。建売住宅2棟を予定しています。

3番目の案件です。賃貸借による資材置場の申請です。
対象農地は〇〇番〇〇(畑) 〇〇㎡。賃借料は年〇〇円です。
1種農地ですが、申請農地周辺居住者の日常生活又は業務上必要な施設で集落
に接続して設置されるものになります。
借受人は 株式会社〇〇、貸付人は〇〇さんです。
株式会社〇〇の資材置場として利用するための申請です。
本農地は令和4年6月7日に農振除外となっています。

4番目の案件です。売買での所有権移転による通路用地の申請です。
対象農地は 〇〇番〇〇(田) 〇〇㎡。3種農地で売買価格は坪〇〇円です。
譲受人は 〇〇さん、譲渡人は 〇〇さんです。
隣地の空き家を取得するにあたり、通路として使用するための申請です。

5番目の案件です。売買での所有権移転による住宅用地の申請です。
対象農地は〇〇番(畑) 〇〇㎡。2種農地で売買価格は坪〇〇円です。
譲受人は町内アパートに住む〇〇さん、譲渡人は東京都世田谷区の〇〇さんです。
現在住んでいるアパートが手狭なため、申請地に住宅を新築するための申請です。

6番目の案件は事前にお配りした資料にありますが、申請者から取り下げる旨、
話がありました。

7番目の案件です。売買での所有権移転による共同住宅の申請です。
対象農地は〇〇番〇〇(田) 〇〇㎡、〇〇番〇〇(田) 〇〇㎡、
〇〇番〇〇(田) 〇〇㎡ 合計 〇〇㎡です。

2種農地です。売買価格は 坪〇〇円です。
譲受人は辰野町の株式会社〇〇、譲渡人は辰野町の〇〇さんです。
譲受人は5階建て30戸の共同住宅を建設したいと考えています。

議案第2号農地法第5条の規定による許可申請につきましての説明は以上です。
ご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 ただいまの事務局の説明に関連して、地区の担当委員から報告をお願いします。
1番案件、春日委員。

春日委員 特に問題ないと思います。

議 長 2番案件、唐澤健二委員。

唐澤健二委員 8月7日に説明を受けました。問題ないと思います。

議 長 3番案件、櫻井委員。

櫻井委員 事務局からの説明のとおりです。農振除外のあったところで問題ないと思います。

議 長 4番案件、倉田委員。

倉田委員 すでに砂利のあったところで問題ないと思います。

議 長 5番案件、金澤委員。

金澤委員 特に問題はないと思います。

議 長 6番案件は取り下げです。7番案件、唐澤金実委員。

唐澤金実委員 8月17日に説明を受けました。箕輪町と辰野町の境です。家が1件北側にあり、辰野町へも確認したところ問題はないと思われます。

議 長 ただいま事務局及び地区の担当委員から説明がありました。
これより質疑に入ります。
ただいま事務局の説明及び地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙
手願います。

唐澤稔委員 7番案件について階数の制限や高さ制限はあるのか。

事務局 今、即答できないので建設課へ調べたうえで回答をします。

議 長 質疑を終結いたします。それでは、採決に入ります。
議案第2号について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。
よって、議案第2号は、原案のとおり認めることに決定いたしました。

続きまして日程第4 議案第3号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画(農地中間管理事業分)について を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 議案第3号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画の農地中間管理事業分について説明いたします。

こちらは、県の農業開発公社(中間管理機構)が間に入る形での利用権の設定を行った農地の状況となります。

59ページは、総括表となります。

田 2,356㎡ 畑 84,122㎡ 合計86,478㎡です。

60ページからは、借り手の状況となります。

64ページからは、貸し手の状況となります。

始期は令和4年9月7日、終期は 令和9年、令和14年、令和24年のそれぞれ12月31日となります。

それぞれご確認をいただきたいと思います。

議案第3号 農地中間管理事業分についての説明は以上となります。
ご審議をお願いします。

議 長 事務局の説明が終わりました。質疑等ございませんか。

質疑を終結いたします。議案第3号を採決いたします。
議案第3号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画(農地中間管理事業分)について、原案のとおり認めることにご異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長

異議なしと認めます。

よって、議案第3号は原案どおり認めることに決定しました。

続きまして日程第5 議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について説明いたします。

71ページは、総括表となります。

田 14, 195㎡ 畑 27, 402.63㎡ 合計 41, 597.63㎡

72ページ以降は、それぞれの年数毎の一覧となります。

それぞれご確認いただきたいと思います。

74ページの3、4番の案件ですが、株式会社〇〇の案件です。ここで5年の期間が終わり、再度5年間の更新となります。〇〇は農地所有適格法人以外の法人ですが、農地の賃貸借は可能です。その際、確約書を取り解除条件付きでの設定となります。確約書は80ページをご覧ください。

5年前にも同様の確約書を取っており、その後、解除となるような問題はありませんでした。

議案第4号 農用地利用集積計画に関する説明は以上となります。

ご審議をお願いします。

議 長

事務局の説明が終わりました。質疑等ございませんか。

質疑を終結いたします。議案第4号を採決いたします。

議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について、原案のとおり認めることにご異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長

異議なしと認めます。

よって、議案第4号は原案どおり認めることに決定しました。

続きまして、日程第6 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について説明をいたします。
84ページをお開きください。
使用貸借・賃貸借について、双方の合意により解約の届出をしたものの内訳になります。11件 解約の届出がありました。
一番右側の次期耕作者欄に「中間管理機構」とあるものは中間管理機構を通して次期耕作者が決まっているものです。

報告第1号についての説明は以上になります。よろしくお願ひいたします。

議長

報告第1号について、事務局より説明がありました。
これに関しまして、発言のある方は挙手をお願いします。
発言がないようですので、報告第1号は聞きとどめて参ります。

続きまして、日程第7 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について説明をいたします。
88ページをお開きください。
相続により農地を取得しました届出の受付分になります。
全部で9件ございました。

報告第2号に付きましての説明は以上になります。よろしくお願ひいたします。

議長

報告第2号について、事務局より説明がありました。
これに関しまして、発言のある方は挙手をお願いします。

発言がないようですので、報告第2号は聞きとどめて参ります。

以上で本日の審議はすべて終了いたしますが、皆さんから本会議にかけたい案件がございましたら、お出しいただきたいと思ひます。
特にないようですので、これで本日の会議を閉じます。
大変お疲れ様でした。

会長は本会議の正確を期するため会議録署名委員と共に署名する。

会 長

17 番

18 番
